

# 金融商品取引法施行令等改正についての解説

平成二六年金商法等改正（一年以内施行部分）関連

田中智之 金融庁総務企画局市場課専門官

小川恵輔 金融庁総務企画局企業開示課長補佐

善家啓文 金融庁総務企画局企業開示課専門官

林 雄亮 金融庁総務企画局企業開示課専門官

塚本晃浩 金融庁総務企画局市場課専門官

## 一 はじめに

平成二六年五月二三日、第一八六回国会（通常国会）において「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成二六年法律第四四号。以下「改正法」という）が可決成立し、同月三〇日に公布された。同改正は、金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」最終報告（以下「WG報告」という）等を受けて行われたものであり、①新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等、②新規上場の促進や資金調達の円滑化、③市場の信頼性確保に係る施策等が盛り込まれ

ている（注一）。

本年五月二九日には、改正法のうち一年以内  
に施行することとされていた部分および関連政  
令・内閣府令等が施行された（以下、これらの  
改正を「本改正」という）ことから、本稿では、  
関連政令・内閣府令等の内容を中心に、投資型  
クラウドファンディングに関する制度整備等、  
新規上場企業の負担軽減等および金融指標に係  
る規制の導入について解説する。なお、本稿に  
おいて意見にわたる部分は筆者らの個人的見解  
であり、筆者らが現在所屬し、または過去に所  
属した組織としての見解を示すものではない。

## 目次

- 一 はじめに
- 二 投資型クラウドファンディングに関する制度整備等
  - 1 電子募集取扱業務の定義等
  - 2 業務管理体制整備義務等
  - 3 重要情報提供義務
  - 4 第一種・第二種少額電子募集取扱業者の表示義務
  - 5 株主コミュニティ制度（新たな非上場株式の取引制度）
  - 6 経過措置
- 三 新規上場企業の負担軽減および上場企業の資金調達の円滑化等に向けた施策
  - 1 新規上場企業の負担軽減——内部統制監査の免除——
  - 2 上場企業の資金調達の円滑化
  - 3 その他の改正事項
- 四 金融指標に係る規制の導入
  - 1 本改正の概要
  - 2 業務規程の記載事項
  - 3 業務規程の認可を受ける期限
  - 4 規制対象となる金融指標

二 投資型クラウドファンディングに関する制度整備等(注二)

1 電子募集取扱業務の定義等

(1) クラウドファンディング

クラウドファンディングは、一般的に「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」を指すものとされており、その形態によって、投資型、購入型、寄付型などに分類される。このうち、一般的な制度整備の対象となるのは、クラウドファンディングの仕組みを利用して非上場株式や組合型ファンD等の有価証券の募集・私募の取扱い等を行う、投資型クラウドファンディングである。このうち、組合型ファンD等を利用した投資型クラウドファンディングについては改正法の施行前においても行うことが可能であった。非上場株式を利用した投資型クラウドファンディングは、法令上は禁止されていたわけではないが、日本証券業協会の自主規制規則により、証券会社による非上場株式の投資勧誘が禁止されていたため、実態としては行うことはできなかった。今般の法改正の施行に併せて、日本証券業協会の自主規制規則が改正され、少額の株式投資型クラウドファンディングにおいては、証券

会社による非上場株式の投資勧誘が認められることとなった(注三)。

(2) 電子募集取扱業務

改正法においては、投資型クラウドファンディングに関する制度整備に当たり、一定の技術的方法により金融商品取引法(以下「金商法」という)二条八項九号に掲げる行為を業として行うことを電子募集取扱業務と位置づけ、一定の有価証券について電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制を設けている。

まず、電子募集取扱業務として規制対象となる金商法二条八項九号に掲げる行為の技術的方法については、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの」(金商法二九条の二第一項六号)と規定し、情報通信の技術を利用する方法の具体的な内容は内閣府令に委任されている。この内閣府令で定めるものは、①金融商品取引業者等のウェブサイトを閲覧させる方法(金融商品取引業者等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という)六条の二第一号)、②ウェブサイトを閲覧させる方法と併せ、電子メールやそれに類似するインターネット上でのメッセージ授受サービスを用いる方法(同条二号)、の二種類とした。なお、ウェブサイト上での投資勧誘を行わず電子メール等のみによる投資勧誘を行うことや、音声の通話を伴うインターネットサービスを利用するものは電子募集取扱業務に

該当しないことに注意が必要である。

(3) 規制対象となる有価証券

次に、電子募集取扱業務に係る規制の対象となる有価証券については、開示規制の適用対象から除外されている有価証券または非上場の有価証券のうち、政令で定める有価証券を除いたもの、と規定している(金商法二九条の二第一項六号)。この政令で定める有価証券は、①国債・地方債・政府保証債など、発行者等の信用度が高く安全性が高いと考えられるもの(金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という)一五条の四の二第一号〜三号)、②非上場の有価証券であつても、有価証券届出書が提出されている場合など、公衆縦覧型の開示またはそれに準ずる情報開示がなされているものと認められるもの(同条四号〜六号)、③出資・拠出を受けた金銭その他の財産のうち、一〇〇分の五〇を超える額を充てて金銭の貸付けを行う事業に係るもの(貸付型クラウドファンディングに係る有価証券)(同条七号)、である。

規制対象となる有価証券について電子募集取扱業務を行うおとする場合は、その旨を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならず(金商法二九条の二第一項六号)、すでに金融商品取引業者としての登録を受けている者については、変更登録が必要となる(同法三二条四項)。また、後述するような参入要件の見直しや、電子募集取扱業務を行う者に係る業務管理

体制整備義務および重要情報提供義務といった規制の適用対象となる。

(4) 第一種・第二種少額電子募集取扱業者（参入要件の見直し）

電子募集取扱業務のうち、一定の有価証券（注四）についての募集・私募の取扱いであつて、有価証券の発行価額の総額や投資者一人当たりの払込額が少額であるものとして政令で定める要件を満たすもののみを行おうとする者を第一種・第二種少額電子募集取扱業者と位置づけ（金商法二九条の四の二第九項、二九条の四の三第二項）、最低資本金の額を引き下げるとともに、第一種少額電子募集取扱業者に対しては兼業規制を課さないなどの参入要件の見直しを行っている。この政令で定める要件は、有価証券の発行価額の総額が一億円未満、投資者一人当たりの払込額が五〇万円以下であることとした（金商法施行令一五条の一〇の三）。なお、発行価額の総額については、同一の発行者により一年以内に行われた募集または私募および申込期間の重複する募集または私募に係る同一の種類（株券または新株予約権証券であるか、金商法二条二項五号または六号の規定により有価証券とみなされる権利であるか）の有価証券の発行価額の総額を合算した金額により、投資者一人当たりの払込額については、同一の投資者が一年以内に応募または払込みを行った同一の発行者による同一の種類の有価証券の募集または私

募に係る個別払込額を合算した額により、それぞれ判定されることとなる（金商業等府令一六条の三）。また、最低資本金の額は、第一種少額電子募集取扱業者について一、〇〇〇万円（金商法施行令一五条の七第一項六号）、第二種少額電子募集取扱業者について五〇〇万円（金商法施行令一五条の七第一項八号）とした。

2 業務管理体制整備義務等

(1) 業務管理体制の要件

改正法においては、「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」および「登録金融機関業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」を登録拒否の対象として規定するとともに（金商法二九条の四第一項一号へ、三三条の五第一項五号）、金融商品取引業者等に対して、「その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない」と規定している（同法三五条の三）。

かかる規定に基づき、電子募集取扱業務を行う者または電子募集取扱業務と同様の方法（金商業等府令六条の二各号に掲げる方法）により金商法二条八項七号に掲げる行為を業として行う者については、その業務内容の特性に応じ、以下の要件を満たす業務管理体制を整備す

ることを義務づけることとしている（金商業等府令七〇条の二第二項）（注五）。

①金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置がとられていること

②標識に表示されるべき事項（電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であつて、金融商品取引業協会に加入していない場合にあっては、その旨を含む）に関し、ウェブサイトを通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること

③電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に関し、発行者の財務状況、事業計画の内容および資金使途等、電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査を行うための措置がとられていること

④電子申込型電子募集取扱業務等において、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合および超過した場合の取扱方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること

⑤電子申込型電子募集取扱業務等において、応募額が目標募集額に到達したときに限り有価証券が発行される場合（いわゆるオルオアナッシング方式の場合）には、目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募

代金の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること

⑥電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、申込みの撤回や契約の解除を行うことができないことを確認するための措置がとられていること

⑦発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置がとられていること

⑧第一種少額電子募集取扱業務または第二種少額電子募集取扱業務において、金商法施行令一五条の一〇の三各号に掲げる少額要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置がとられていること

なお、前記のうち③～⑦の措置については、「電子申込型電子募集取扱業務等」を行う場合において求めているが、これは、有価証券の取得の勧誘から申込みまでが一貫してインターネット上で行われ、投資者にとって意思決定の心理的障壁が低いと考えられることなどを理由として特に投資者保護のための措置が必要と考えられるためである。ここで、「電子申込型電子募集取扱業務等」とは以下の業務をいう（金商

業等府令七〇条の二第三項）。

(i) 電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、(a)金融商品取引業者等のウェブサイトを通じて顧客が有価証券の取得の申込みを行うもの（金商業等府令七〇条の二第三項一号）、(b)電子メールやそれに類似するインターネット上のメッセージ授受サービスを用いる方法により顧客が有価証券の取得の申込みを行うもの（同項二号））

(ii) 第一種少額電子募集取扱業者または第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務

(iii) 前記(i)および(ii)の業務において取り扱う募集または私募に係る有価証券についての金商法二条八項九号に掲げる行為

(2) その他の留意すべき事項

前記の業務管理体制の整備のほか、第二種金融商品取引業を行う法人であつて資本金額等が五、〇〇〇万円以上である者が電子申込型電子募集取扱業務等に関して顧客から金銭の預託を受ける行為については、信託を利用した分別管理を求めることにより、顧客の資産の保護を図ることとしている（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「二条定義府令」という）一六条一項一四号の二）（注六）。

また、金融商品取引業協会（日本証券業協会および第二種金融商品取引業協会）の自主規制

規則においては、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券に関する電話・訪問勧誘の禁止等、電子募集取扱業務の内容に応じた行為規制が規定されている（注七）。なお、第一種・第二種少額電子募集取扱業者については、法令上、金商業等府令六条の二各号に掲げる方法以外の方法で投資勧誘を行うことはできず、したがって電話・訪問勧誘を行うことはできない。

### 3 重要情報提供義務

電子募集取扱業務においては、投資者が十分な情報を得ないまま安易に投資の意思決定をしてしまうことを回避するため、仲介者である金融商品取引業者等のウェブサイトにおいて、投資の意思決定に影響を与える情報を投資者が閲覧できる状態に置くことの必要性が高いと考えられる。そこで、電子募集取扱業務に係る取引の場合について、金商法四三条の五において、「<sup>a)</sup>内閣府令で定めるところにより、<sup>b)</sup>第三十七条の三第一項の規定により交付する書面に記載する事項のうち電子募集取扱業務の相手方の判断に重要な影響を与えるものとして内閣府令で定める事項について、<sup>c)</sup>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより、これらの有価証券について電子募集取扱業務を行う期間中、当該相手方が閲覧することができる

状態に置かなければならない」(傍線筆者)と規定し、電子募集取扱業務の相手方に対するウェブサイトで上の情報提供義務を定めている(注八)。かかる規定を受けて、金商業等府令一四六条の二において、(a)～(c)について次のとおり規定した。

- (a) 電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにすること。また、後記(b)に列挙した事項のうち、信用・市場リスクおよび顧客の注意を喚起すべきリスク等については、当該事項以外の事項の文字または数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示すること
- (b) 金商法三七条の三第一項四号に掲げる事項の概要、同項五号に掲げる事項、金商業等府令八二条三号および五号に掲げる事項ならびに八三条一項三号～六号までに掲げる事項
- (c) 金融商品取引業者等のウェブサイトを閲覧に供する方法

前記(b)に列挙した事項のうち、契約締結前交付書面の記載事項とされていなかった以下の事項については、今般、電子募集取扱業務を行う場合の契約締結前交付書面の記載事項として追加している(金商業等府令八三条一項三号～六号)。特に、後記④では、電子申込型電子募集取

扱業務等に関して、業務管理体制整備義務の内容(前記2参照)に応じた事項等、投資者から必要とされる事項を追加し、投資者保護を図ることとしている。

- ① 有価証券の発行者の商号、名称または氏名および住所
- ② 有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名
- ③ 有価証券の発行者の事業計画の内容および資金使途
- ④ 電子申込型電子募集取扱業務等の場合には以下の事項
  - ア 申込期間
  - イ 目標募集額
  - ウ 応募額が目標募集額を下回る場合および上回る場合における当該応募額の取扱の方法
  - エ 有価証券の取得に係る応募代金の管理方法
  - オ 発行者の事業計画等の審査に係る措置の概要および当該措置の実施結果の概要
  - カ 顧客が有価証券の取得の申込みの撤回や契約の解除を行うために必要な事項
  - キ 有価証券の売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項

なお、金融商品取引業協会(日本証券業協会および第二種金融商品取引業協会)の自主規制規則において、それぞれの業務において対象と

する有価証券の性質に応じ、契約締結前交付書面およびウェブサイト上の情報提供の内容について、より詳細に規定されている(注九)。

4 第一種・第二種少額電子募集取扱業者の表示義務

金商法二九条の四の二第八項および二九条の四の三第三項において、第一種・第二種少額電子募集取扱業者は、営業所または事務所ごとの標識の掲示に代えて、「<sup>(a)</sup>内閣府令で定めるところにより、<sup>(b)</sup>商号、登録番号その他内閣府令で定める事項を、<sup>(c)</sup>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより」(傍線筆者)公表しなければならない、と規定されている(注一〇)。

かかる規定を受けて、金商業等府令一六条の二および一六条の四において、(a)～(c)について、次のとおり規定した。

- (a) 閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにすること
- (b) ア 第一種・第二種少額電子募集取扱業者である旨
- イ 加入している金融商品取引業協会の名称(加入していない場合にあつては、その旨)

ウ (第一種少額電子募集取扱業者の場合のみ) 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別(会員として加入していない場合にあっては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が金商法七九条の五六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む)(注一一)

(c) 第一種・第二種少額電子募集取扱業者のウェブサイトを閲覧に供する方法

**5 株主コミュニティ制度(新たな非上場株式の取引制度)**

証券会社による非上場株式の投資勧誘については、日本証券業協会の自主規制規則により原則として禁止されているが、グリーンシート銘柄制度またはフェニックス銘柄制度においては、例外的に認められていた(注一二)。しかし、近年、これらの制度の利用企業数は減少し、売買状況も大幅に低迷していた。

WG報告においては、利用の減少の一因がインサイダー取引規制に伴う適時開示義務の負担にあると指摘されていたことなどを踏まえ、グリーンシート銘柄制度に代わる制度として、地域に根差した企業などの非上場株式についての取引・換金ニーズに応えるための新たな取引制度を構築し、日本証券業協会において、「株主コミュニティ制度」(注一三)が整備されることと

された。

株主コミュニティ銘柄については、日本証券業協会の自主規制規則(株主コミュニティに関する規則)により流通性が制限されていると認められる有価証券(金商法六七条の一八第四号)として告示(注一四)指定することにより、取扱有価証券から除外し、インサイダー取引規制等の適用対象から除外することとした。

**6 経過措置**

改正法施行前より電子募集取扱業務を行っている者については、改正法の施行の日(平成二七年五月二九日)から六カ月間は電子募集取扱業務を行う旨の変更登録を受けることなく同業務を行うことを可能とし、前記3の金商法四三条の五に基づく重要情報提供義務について六カ月の経過措置を設けている(金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令附則二条および三条)。

また、前記2の金商法等府令七〇条の二第二項に基づく業務管理体制整備義務についても、改正法施行前より電子募集取扱業務を行っている者および電子募集取扱業務と同様の方法(金商法等府令六条の二各号に掲げる方法)により金商法二条八項七号に掲げる行為を業として行っている者について六カ月の経過措置を設けている(金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則二条および三条)。さらに、前記2の二条定義府令一六条一項一四号の二に

基づく信託を利用した分別管理については、改正法施行前より電子申込型電子募集取扱業務等を行っている法人であって特定有価証券等管理行為を行っていた者については、三カ月の経過措置を設けている(金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令附則六条二項)。

**三 新規上場企業の負担軽減および上場企業の資金調達の円滑化等に向けた施策**

**1 新規上場企業の負担軽減——内部統制監査の免除——**

(1) 内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日

① 改正の趣旨

改正法により、新規上場に伴う負担の軽減として、新規上場日その他の政令で定める日から三年を経過するまでの間に内部統制報告書を提出する場合には、公認会計士または監査法人による監査証明を受けることを要しない旨の改正がなされた(金商法一九三条の二第二項四号)。このため、三年の起算日となる政令で定める日に関する規定を新設したものである(金商法施行令三五条の三)。

② 規定の内容

三年の起算日は、金商法二四条一項一号または二号に掲げる有価証券（金商法施行令四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る）の発行者にはじめて該当することとなった日である。

「初めて」との文言により、再上場・再登録の場合は除外される。もつとも、かつこ書において、上場・登録の基準となる有価証券を内部統制報告書を提出しなければならぬ有価証券に限定しているため、たとえば社債券等、過去に内部統制報告書の提出義務のない上場有価証券を発行していた会社が、株券等の内部統制報告書を提出しなければならぬ有価証券を新たに上場させる場合には、当該株券の上場された日が起算日となる。

また、金商法は、上場会社に対して事業年度経過後三月以内に内部統制報告書を提出することを求めているところ（金商法二四条一項本文、二四条の四の四第一項）、新規上場の時期が事業年度開始から三月以内の日である場合、当該上場の日から三年を経過する日までの間に内部統制報告書を提出する回数が二回となる場合が考えられる。しかし、一般的なケースでは上場から三年間で三回内部統制報告書の監査証明の免除を受けられるにもかかわらず、たまたま上場の時期が事業年度開始から三月以内の日であった場合には二回しかその免除を受けられないというのは均衡を失する。そこで、上場の日が事

業年度開始後三月以内である場合にはその事業年度開始後三月を経過した日を起算日としている。

(2) 監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模

前記(1)のとおり、新規上場から三年を経過するまでの間に内部統制報告書を提出する場合には、公認会計士または監査法人による監査証明を受けることを要しない旨の改正がなされたところ、その免除を受けられる上場会社等の範囲については、「資本の額その他の経営の規模が内閣府令で定める基準に達しない上場会社等に限る」とされていたため（金商法一九三条の二第二項四号）、その基準として、貸借対照表に資本金として計上した額が一〇〇億円以上であるか、または負債の部に計上した額の合計額が一、〇〇〇億円以上であることとする規定を新設している（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令一〇条の二）。これは、公認会計士法上の大会社の基準を参照したものである。

2 上場企業の資金調達円滑化

(1) 訂正目論見書の交付要件緩和

① 改正の趣旨

発行価格等の一定の条件を記載しないで有価証券届出書を提出した場合において、当初の目論見書に発行価格等を公表する旨および内閣府

令で定める公表方法が記載され、かつ、当該公表方法により発行価格等が公表された場合には、訂正目論見書の交付を要しないものとされている（金商法一五条五項）。当該内閣府令で定める公表方法のうち、インターネットを用いて決定条件を掲載する方法については、相手方がこれを閲覧した旨または他の方法により当該情報取得した旨を電話その他の方法により相手方に直接確認することが要件とされていたために（本改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令一四条の二第一項三号）、実務上あまり利用されていなかった。そこで、相手方の情報取得の確実性の担保を図りつつ、閲覧確認の要件を緩和することでその利便性を高めるための改正を行っている。

② 規定の内容

従来の決定条件の閲覧確認の要件を改め、有価証券を取得させ、または売り付けようとする際に、相手方に対し、決定条件のうち、発行価格、利率または売出価格および払込金額を電話その他の方法により直接に通知することを要件としている。払込金額とは、各投資家が募集または売出しに応じて有価証券を取得する際に支払うべき金額のことである。通知の方法については、「その他の方法」が認められているため、電話に限らず、FAXやメールによる方法も許容されるものと考えられる。

(2) 発行登録書の様式に係る見直し

① 改正の趣旨

改正法により、発行登録書を提出した企業が、その後、有価証券報告書および四半期報告書または半期報告書など、当該発行登録書において参照すべき旨が記載されている書類（以下「継続開示書類」という）と同種の継続開示書類を提出した場合において、あらかじめ発行登録書に当該継続開示書類の提出期限を記載している場合には、訂正発行登録書の提出を不要とすることとされた（金商法二三条の四）。このため、内閣府令を改正し、発行登録書の様式に継続開示書類の提出期限を記載できるようにしたものである。

② 規定の内容

発行登録書の様式について、参照書類の欄に未提出の継続開示書類の提出期限を記載することができるよう、未提出の有価証券報告書、四半期報告書および半期報告書について、「平成〇年〇月〇日までに提出予定」とする提出期限が記載できる項目を設けた（企業内容等の開示に関する内閣府令第一号様式第二部第一、二、記載上の注意(9)e等、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式第二部第一、二、4、5、記載上の注意(8)cおよび特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一五号様式第二部第一、二、記載上の注意(8)c等）。

なお、発行登録書に記載する未提出の継続開

示書類の提出期限については、法定の提出期限を記載することとされており、法定の提出期限より前の日を任意に記載することはできない。

3 その他の改正事項

(1) 大量保有報告制度に係るプライバシー情報の非開示化

現行制度では、大量保有報告書または変更報告書（以下、総称して「報告書」という）の提出者が個人である場合であっても、その氏名・住所（市区町村より後の部分を含む）・生年月日等を必ず報告書本体に記載しなければならぬこととされている（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下「大量保有府令」という）第一号様式の表紙、第二一(1)①および②等）。

この点、WG報告において、「大量保有報告書……の提出者等については、他の提出者等と混同することなく同一人と判別できることが不可欠ではあるものの、……個人のプライバシー保護やセキュリティ上の問題を犠牲にしてまで、詳細な個人情報公表縦覧に供する必要性は乏しい……点に鑑みると、……提出者等が個人である場合……、住所における『番地』の記載、『生年月日』の記載を、公衆縦覧の対象から除外することが適当である」旨の提言がなされた（注一五）。

かかる提言を踏まえ、本改正により、報告書の提出者が個人である場合には、①その住所を

記載した書面（非公衆縦覧書類）を報告書に添付することを条件に、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載について、市区町村より後の部分の記載を省略することおよび②その生年月日を記載した書面（非公衆縦覧書類）を報告書に添付することを条件に、「生年月日」欄の記載を省略することを認めることとされた（大量保有府令第一号様式記載上の注意(3)d、(9)cおよびf）（注一六）。

なお、本改正後も、市区町村より後の部分を含めた住所全体が、報告書に記載すべき重要な事項に当たることには変更がないため（金商法二七条の二五第一項、二七条の二六第二項一号および二号、金商法施行令一四条の七の二、大量保有府令九条の二第二項参照）、提出者が前記①の方法を選択した場合も、同一市区町村内で住所を変更したときには、当該住所の変更に係る変更報告書を新たに提出する必要があると考えられる点に留意する必要がある（注一七）。

(2) 短期大量譲渡報告の見直し

現行制度では、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、「短期間に大量の株券等を譲渡したものととして政令で定める基準に該当する場合」には、「譲渡の相手方及び対価に関する事項」についても当該変更報告書に記載しなければならないこととされている（金商法二七条の二五第二項。以下「短期大量譲渡報告」という）。

この点、WG報告において、「短期大量譲渡報告の趣旨が、いわゆる『肩代わり』が行われたか否かを投資者が判断できるようにすることにあり、鑑みれば、短期大量譲渡の基準となる保有割合の減少は、『譲渡により減少した場合』に限定することが適当であると考えられる」旨の提言がなされた。

かかる提言を踏まえ、本改正により、短期大量譲渡報告が必要となる場面を、現行基準を満たすことに加え、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者またはその共同保有者が当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となった日前六〇日間（以下「短期大量譲渡報告対象期間」という）に株券等を譲渡したことにより減少した株券等保有割合の合計が、当該最も高いものの二分の一超であり、かつ、五％超である場合に限定することとした（金商法施行令一四条の八第二項）。

また、WG報告を踏まえた改正法により、「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定める者」については、短期大量譲渡報告における記載事項である「譲渡の相手方及び対価に関する事項」のうち「対価に関する事項」のみを記載すれば足りることとし、「相手方に関する事項」の記載は不要とされた（金商法二七条の二第五項）。

この点に関して、本改正においては、「譲渡を受けた株券等が僅少である者として政令で定め

る者」の要件について、大量保有報告制度では、おおむね、一％未満の株券等保有割合の変動が「軽微な変更」とされていることに鑑み、株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者またはその共同保有者から短期大量譲渡報告対象期間に譲渡を受けた株券等の数の合計を当該提出する者の保有株券等の総数とみなした場合における当該提出する者の株券等保有割合が一％未満である者と定めることとした（金商法施行令一四条の八第二項）。

#### 四 金融指標に係る規制の導入

##### 1 本改正の概要

金融指標については、LIBOR（注一八）等の不正操作事案を受けて、金融指標の信頼性に疑念が生じたことを契機として、国際的に公的規制の導入について検討が行われることとなった。証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions：IOSCO）は、平成二五年七月に、「金融指標に関する原則の最終報告書」において、金融市場で利用されている指標について、その算出者のガバナンス、指標の品質、指標の算定手法の品質、算出者の説明責任に関する一九の原則（以下「IOSCO原則」という）を公表した。

わが国では、「金融指標の規制のあり方に関

する検討会」が設置され、平成二五年一月二八日から計三回にわたり議論が行われ、同年一月二五日に議論をとりまとめた報告書（以下「本報告書」という）が公表された。

本報告書を受けて、改正法により金融指標に係る規制が新たに導入されることとなった。具体的には、公的規制の対象となる金融指標を「特定金融指標」と定め、その算出者を「特定金融指標算出者」として指定することとし、業務規程の策定・遵守を義務づけるとともに、検査・監督の枠組みを適用することとしている。本改正は、かかる規制の細部を規定するため、金商法施行令を改正するとともに、新たに「特定金融指標算出者に関する内閣府令」（以下「金融指標府令」という）を制定したものである。

##### 2 業務規程の記載事項

改正法では、特定金融指標算出者は、内閣府令で定めるところにより、特定金融指標算出業務（特定金融指標の算出および公表を行う業務をいう）に関する業務規程を定め、指定を受けた日から政令で定める期間内に内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされている（金商法一五六条の八七）。

業務規程の記載事項については、本報告書において、指定を受けた算出者に対し、IOSCO原則に沿った必要の記載事項を内容とする業務規程を作成させることが適当とされたことを

踏まえ、IOSCO原則に沿ったものを規定している（金融指標府令九条一項）。

具体的には、特定金融指標の算出および公表に係る方針および方法（一号）、特定金融指標による評価の対象となる経済的価値を正確かつ確実に評価することとなるために算出基礎情報（特定金融指標の算出の基礎となる情報）が満たすべき基準に関する事項（四号）、情報提供者（特定金融指標算出者に算出基礎情報を提供する者）が遵守すべき事項である行動規範に規定する事項（二六号）等を、業務規程に記載することが必要になる。

なお、業務規程の認可の基準については、業務規程が法令に適合していること、および特定金融指標算出業務を遂行するための体制に照らして業務規程に基づいて特定金融指標算出業務の適正な遂行を確保することができること認められることと規定している（金融指標府令一〇条）。

### 3 業務規程の認可を受ける期限

業務規程の認可を受ける期限については、規制の実効性を確保するため、可及的速やかに業務規程が策定されることが必要である一方で、算出者において十分な準備期間を確保する観点から、指定を受けた日から六月と規定している（金商法施行令一九条の一）。なお、外国の者については、業務規程を策定して認可を取得するために、より長期間を要することとなる可能性

があることから、金融庁長官の承認を得ることにより、期限を伸長することができる旨の規定を設けている（同条ただし書）。

### 4 規制対象となる金融指標

規制対象となる金融指標については、本報告書において、まずはTIBOR（注一九）を規制対象とすることを基本に据えることが提言されたことを踏まえ、本年五月二十九日、金融庁長官の告示により、日本円TIBORとユーロ円TIBORを特定金融指標として定めるとともに、これらの金融指標の算出者である全銀協TIBOR運営機関を特定金融指標算出者として指定した。

\* 本稿の執筆は、一および二を田中智之専門官、三を小川恵輔課長補佐、善家啓文専門官、林雄亮専門官、四を塚本晃浩専門官が分担して行い、このほか、金融庁総務企画局市場課の我妻佳祐課長補佐、中村香織課長補佐が執筆に協力した。

（注一） 改正法のうち、金融商品取引業者の事業年度の見直しや、電子化された株券等の没収手続の整備などに係る部分に関しては平成二六年一月二十九日に施行された。

（注二） 改正法における投資型クラウドファンディングに係る制度整備等に関しては、小長谷章人ほか「新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等」本誌二〇三九号（二〇一四）二八頁以下も参照のこと。

（注三） 店頭有価証券に関する規則（日本証券業協会）三条、株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則（日本証券業協会）。なお、組合理型ファンド等を利用した投資型クラウドファンディングについては、第二種金融商品取引業協会の自主規制規則により、発行価額の総額または一顧客当たりの個別払込額が一定の金額以上の場合には、発行者による情報提供の内容を拡充することや発行者が外部監査を受けることが義務づけられている（電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則（第二種金融商品取引業協会）三六条）。

（注四） 第一種少額電子募集取扱業者の取り扱うことのできる有価証券は、非上場の株券または新株予約権証券のうち公衆縦覧型の開示がなされていない有価証券に限定している（金商法施行令一五条の一〇の二第一項）。また、第二種少額電子募集取扱業者の取り扱うことのできる有価証券は、金商法二条二項の規定により有価証券とみなされる同項五号または六号に掲げる権利であって、同法三条三号に掲げるものまたは非上場のものから、開示規制の対象となる有価証券および貸付型クラウドファンディングに係る有価証券を除外したものに限定している（金商法施行令一五条の一〇の二第二項）。

（注五） 前記のほか、すべての金融商品取引業者等は、金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう）を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置をとる必要がある（金商法等府令七〇条の二第一

項)。

(注六) 従前より、第二種金融商品取引業を行う法人であつて資本金額等が五、〇〇〇万円以上である者が顧客から金銭の預託を受ける行為については、一定の要件の下に金融商品取引業から除外し(二条定義府令二六条一項一四号)、特定有価証券等管理行為として登録申請書の記載事項としているところ(金商法等府令七条九号)、電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合においては、金融商品取引業から除外されるための要件として、一定の信託の利用を義務づけることとしたものである。

(注七) 電話・訪問勧誘禁止について、株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則(日本証券業協会)一二条、電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則(第二種金融商品取引業協会)九条。なお、金融商品取引業協会に加入しない者であっても、協会の自主規制規則に準ずる内容の社内規則を作成し、当該社内規則を遵守するための体制を整備する必要がある(金商法二九条の四第一項四号二、三三条の五第一項四号)。

(注八) 当該規定に違反して、「同条に規定する事項を閲覧することができる状態に置かず、又は虚偽の事項を閲覧することができる状態に置いた者」について、六月以下の懲役もしくは五〇万円以下の罰金(またはこれらの併科)の対象としている(金商法二〇五条一四号)。

(注九) 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則(日本証券業協会)九条、一〇条、電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

(第二種金融商品取引業協会) 五条、六条。

(注一〇) (b)について、第二種少額電子募集取扱業者の場合は、「商号若しくは名称又は氏名、登録番号その他内閣府令で定める事項」と規定されている。

(注一一) 第一種金融商品取引業者については投資者保護基金への加入が義務づけられているところ、第一種少額電子募集取扱業者については、その行う業務が少額の有価証券の募集・私募の取扱いのみであり、通常の第一種金融商品取引業者と比較して、破綻時のリスクが相当程度低いと考えられるため、加入義務を課さないこととした(金商法施行令一八条の七の二)。

(注一二) 店頭有価証券に関する規則(日本証券業協会) およびグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則(日本証券業協会)。(注一三) WG報告公表時点では仮称として「投資グループ」と呼称されていたものが「株主コミュニティ」に当たる。

(注一四) 認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券を定める件(平成二十七年金融庁告示第三二号)。

(注一五) なお、これに併せて、「当局において、訂正報告書の提出命令等を通じたエンフォースメントを行う場合、当局は当該命令等の対象者を確定し得るだけの情報を把握する必要があることから、公衆縦覧の対象から提出者等の住所における『番地』の記載、『生年月日』の記載を除外するとしても、当局に対しては、これらの情報についても提出を求めることが適当である」との提言もなされている。

(注一六) なお、共同保有者に係る記載は、提出者に準じて記載することとされている(大量保有府令第一号様式記載上の注意(18))。

(注一七) 金融庁「平成二六年金融商品取引法等改正(一年以内施行)」等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について(平成二十七年五月二二日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」一四二番参照。新たに提出する変更報告書においても、変更後の住所を記載した書面(非公衆縦覧書類)を当該報告書に添付する方法を選択することは認められる。

(注一八) ロンドン銀行間取引市場における資金取引の市場実勢を示す指標金利。

(注一九) 本邦無担保コール市場(日本円TIBORの場合)または本邦オフショア市場(ユーロ円TIBORの場合)における資金取引の市場実勢を示す指標金利。

たなか・ともゆき  
おがわ・けいすけ  
ぜんけ・ひろふみ  
げんけ・ゆうすけ  
つかもと・あきひろ